令和９年度
入間市学童保育室のご案内



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

入間市こども支援部青少年課青少年担当
〒358-8511入間市豊岡1-16-1
TEL 04-2964-1111(内線2362・2364)

目次

- 入間市立（公立）学童保育室一覧表……2
- 入間市民間学童保育室一覧表……3
- 申込みの要件……4
- 申込みに必要な書類……4
- 申込み期間について……5

  ◆令和９年４月入室の申込み日程について（予定）……5

  ◆令和９年５月以降入室の申込みについて（予定）……5
- オンライン申請手順……5
- 入室審査について……6
- 開室時間について……6
- 保育料等について……6
- 土曜の合同保育……8
- 入室後について（届出等）……8
- 送り迎え……8
- 必要な持ち物……9
- 退室について……9



入間市立（公立）学童保育室一覧表　（令和8年4月1日現在）

令和８年４月より公設民営（市が設置・管理を行い、民間事業者が運営）による運営となっております。

保育室名（クラブ名）	所在地	電話番号	定員	運営事業者
扇学童保育室 （あおぞら学童クラブ）	久保稲荷5-7-14 藤棚公園前	04-2964-7899	60人	特定非営利活動法人 うさぎっ子クラブ
扇第二学童保育室 （あおぞら第二学童クラブ）	久保稲荷5-7-14 藤棚公園前	04-2965-5511	50人	
豊岡学童保育室 （ひまわり学童クラブ）	向陽台1-1-14 豊岡小学校内	04-2962-7871	40人	
豊岡第二学童保育室 （ひまわり第二学童クラブ）	向陽台1-1-14 豊岡小学校内	04-2935-7140	40人	
東町学童保育室 （トトロ学童クラブ）	向陽台2-1009-3 東町小学校内	04-2963-8515	55人	
東町第二学童保育室 （トトロ第二学童クラブ）	向陽台2-1009-3 東町小学校内	04-2964-5670	40人	
高倉学童保育室 （つくしんぼ学童クラブ）	高倉4-14-7 高倉小学校内	04-2963-1806	40人	
黒須学童保育室 （どんぐり学童クラブ）	春日町2-14-59 黒須小学校隣接地	04-2964-9925	70人	
東金子学童保育室 （あすなろ学童クラブ）	小谷田1524 東金子小学校内	04-2964-0514	40人	
新久学童保育室 （ちゃのはな学童クラブ）	新久500 新久小学校内	04-2936-5128	60人	
狭山学童保育室 （狭山なかよし学童クラブ）	二本木71-1 狭山小学校地内	04-2934-4986	70人	
宮寺学童保育室 （やまなみ学童クラブ）	宮寺594-1 宮寺小学校内	04-2934-4118	40人	
藤沢東学童保育室 （ふたば学童クラブ）	東藤沢7-9-1 藤沢東小学校内	04-2963-4112	70人	
藤沢東第二学童保育室 （ふたば第二学童クラブ）	東藤沢7-9-1 藤沢東小学校地内	04-2003-1535	40人	
藤沢南学童保育室 （たけのこ学童クラブ）	上藤沢37-2 藤沢南小学校地内	04-2965-3749	40人	
藤沢南第二学童保育室 （たけのこ第二学童クラブ）	上藤沢37-2 藤沢南小学校地内	04-2965-6573	40人	
仏子学童保育室 （さくら学童クラブ）	仏子433-1 仏子小学校地内	04-2932-8877	50人	
西武学童保育室 （なかよし学童クラブ）	野田498 西武小学校地内	04-2932-2701	40人	
西武第二学童保育室 （なかよし第二学童クラブ）	野田498 西武小学校地内	04-2931-1006	40人	
金子学童保育室 （やまびこ学童クラブ）	西三ツ木150 金子小学校地内	04-2936-3271	50人	株式会社コマーム
金子第二学童保育室 （やまびこ第二学童クラブ）	西三ツ木150 金子小学校地内	04-2936-5290	40人	
藤沢北学童保育室 （たんぽぽ学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2964-3718	40人	
藤沢北第二学童保育室 （たんぽぽ第二学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2935-7318	40人	
藤沢北第三学童保育室 （たんぽぽ第三学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2935-7461	40人	
藤沢学童保育室 （藤沢なかよし学童クラブ）	上藤沢384-3 藤沢小学校地内	04-2964-1306	40人	

※ 公立学童保育室一覧において、太線で囲まれた単位ごとに民間事業者による運営となります。

入間市民間学童保育室一覧表　（令和8年4月1日現在）

保育室名(クラブ名)	所在地	電話番号	定員
アフタールーム「チポリーノ」	下藤沢1305-2 ◆主に藤沢小学校区	04-2963-0341 080-4942-5556	26人
LEGATO	扇台6-10-22 ◆主に扇小学校区	04-2968-3811 090-9856-5792	30人
民間学童　スキップキッズ	野田554 ◆主に西武小学校区	080-7505-7344	40人

※入間市こども支援部青少年課では、上記の民間学童保育室の入室申込を受け付けておりませんので、ご注意ください。

※民間学童保育室への申込方法、開室時間等施設の詳細情報につきましては、各施設へ直接お問い合わせください。

※公立学童保育室と民間学童保育室両方に申込みをした場合は、その旨を青少年課へお申出ください。（両方に申し込んだことによる入室審査への影響はありません。）

申込みの要件

市内に住所を有する小学生、または、市内の小学校に就学している児童（小学１年生から６年生）で、
下記要件 1～3 をすべて満たす場合となります。

1	常時留守家庭となる児童	就労	留守の状況が原則１６時以降まで、かつ、１カ月１６日以上であること ※勤務時間終了時間に通勤時間を加味し、１６時以降まで留守の状況である必要があります。 ※１年生のみ、１５時に条件緩和あり
	特別な事情により家庭での保育が困難な児童	出産	保護者の方が出産予定である場合 ※出産予定月と前後１カ月の通算３カ月まで利用可能
		疾病	保護者が長期にわたる疾病状態にある、または精神もしくは身体に障害を有している場合
		看護・介護	その児童の家庭に常時介護等を必要とする病人がいる場合
		就学・技能訓練等	就労要件に準ずる
		その他	必要に応じて
2	保護者（中学生以上の家族、親戚、近所の方、またはファミリー・サポート・センター）が閉室時間までに迎えに来られること		
3	保育料を滞納していないこと		

次に該当する場合は、入室の優先順位が低くなり、施設の状況等により入室できないことがあります。

- 高学年の児童
- 同居の祖父母等がいる場合
- 家庭内就労（自営業等）の場合

申込に必要な書類

①学童保育室入室申込書（※オンライン申請の場合入力）
②家庭状況届（兼調査票）（※オンライン申請の場合入力）
③留守家庭等の状況を証明するための証明書（下記参照）

就労証明書は紙でもデータでも
オンライン申請可能

保護者の状況		申請に必要な書類
1. 就労	会社等に勤務（固定就労）	就労(内定)証明書
	会社等に勤務（変則就労）	① 就労(内定)証明書 ② 勤務実績申告書、または直近1ヶ月分のシフト表の写しなど実際の勤務日数や勤務時間がわかるもの
	自営業	① 就労(内定)証明書 ② 直近の確定申告の写しまたは住民税申告書の写し、開業届等 ③ 勤務実績申告書
2. 出産		母子手帳の母の氏名及び出産予定日記載のページの写し
3. 疾病		① 診断書（指定様式あり） ② 障害者手帳等の写し ③ 介護保険被保険者証の写し　いずれか1つ
4. 看護・介護		① 診断書（指定様式あり） ② 障害者手帳等の写し ③ 介護保険被保険者証の写し　いずれか1つ
5. 就学・技能訓練など		在学証明書及び時間割等スケジュールがわかるもの
6. その他		必要に応じて書類を提出

就労している同居家族全員分が必要です

※紙の申請にて、兄弟姉妹が同時に申し込む場合、申請人数分（コピー可）必要となります。
※就労証明書・診断書は指定の様式があります。様式は、青少年課窓口に設置または入間市公式ホームページに掲載しております。
【ホーム＞メニュー＞子育て・教育＞学童保育室＞令和９年度学童保育室の申込みについて】
https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/seishonenka/gakudo_hoiku/12090.html

申込み期間について　※原則オンラインでの申込みをお願いしています。

令和９年度の入所期間は、令和９年４月１日～令和１０年３月３１日です。
令和８年度中に学童に入所・保留の状態でも、申込みは年度ごとに必要です。

令和９年４月入室を希望する場合

令和８年１０月１９日（月）正午　～　令和８年１１月１０日（火）２４時まで厳守
（紙申請の場合、１１月１０日（火）１６：３０まで）

※１１月１１日（水）以降の申込みについては、５月入室の申込みとして受け付けます。
４月からの入室はできません。
※お引越し等により、急遽入室を希望される場合は、青少年課にご相談ください。

【申込書類に不備がある場合】青少年課から申請者へ入間市公式 LINE から連絡いたします。
補正期限：令和８年１１月３０日（月）２４時まで厳守
※期限内に書類の追加や修正がない場合は審査対象外となります。期限後にご提出いただいた場合、
５月入室での申請に切り替えます。４月からの入室はできません。

申請後、お子様のご様子について職員との面談をご希望される場合や、学童クラブ内の見学をご希望の場合は、申請完了画面（LINE）に表示される連絡先へお電話にてご連絡し、日程を調整してください。
※状況により、ご希望の日時に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、お子様の状況（アレルギー等の特別な配慮が必要な場合など）に応じてこちらから事前に面談をお願いする場合もございますので、ご協力をお願いいたします。

令和９年５月以降入室申込の場合

入室希望月の前月１０日までに申請を行ってください。（例：５月１日入室希望の場合は４月１０日まで）
※紙による申請の場合は、市役所青少年課窓口へ提出（受付時間：９：００～１６：３０）、
１０日が土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日まで

申請後、お子様のご様子について職員との面談をご希望される場合や、学童クラブ内の見学をご希望の場合は、申請完了画面（LINE）に表示される連絡先へお電話にてご連絡し、日程を調整してください。
※状況により、ご希望の日時に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、お子様の状況（アレルギー等の特別な配慮が必要な場合など）に応じてこちらから事前に面談をお願いする場合もございますので、ご協力をお願いいたします。

オンライン申請手順

①右記 QR コードより入間市 LINE 公式アカウントを友達追加
②入間市 LINE 公式アカウントトーク画面へ
③「メニューをひらく」をタップ
④「子育て」をタップ
⑤「学童保育室入室申請」をタップ　➡　申請開始

※オンライン申請の所要時間は 20 分～30 分程度です。申請を中断すると最初からになります。
※１回の申請で希望者全員の申込みができます。
※申請の際には、就労証明書等の必要書類の添付が必要になりますので、ご用意のうえで申請に進んでください。
紙による申請の場合、申請書は青少年課窓口または市ホームページより取得が可能です。
必要書類をそろえ、青少年課窓口まで提出してください。

入室審査の結果

学童保育室の定員に対する入室状況から、申込者数や留守家庭等の状況など総合的に審査し、入室を決定します。、施設の定員や職員の体制により、ご希望に添えず入室保留となることがあります。
なお、入室審査が終わるまで入室の可否はお答えできません。

４月入室申込み	令和９年１月下旬（予定）頃に郵送にて通知します。
５月以降入室申込み	申込月の２０日頃に郵送にて通知します。

決定の場合	翌月の１日から入室できます。 入室決定通知に同封されている書類をご確認いただき、「児童票」を学童へご提出ください。
保留の場合	翌月以降も引き続き入室審査を行い、毎月２０日以降入室となった場合のみ、文書による通知でお知らせします。継続審査を希望されない場合は、入室申込の取下げを申し出てください。 申込書の有効期限は令和１０年３月までです。

開室時間について

平日	放　課　後　～　１９時００分
土曜・学校休業日	7時３０分　～　１９時００分

※休室日は、日曜日、祝祭日（振替休日）、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日）です。
※お仕事がお休み等でご在宅の場合は、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

～このような場合、保育はできません～
＊お子さんが、新型コロナウイルス感染症、はしか、風疹、おたふくかぜなどの感染症にかかっている場合
（学校で出席停止と判断された場合は、次に学校に登校する日まで）
＊新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなどにより、学校・学級閉鎖の場合
＊台風・大雪などで、安全な保育ができないと判断された場合
（自然災害等により閉室となる場合は、入退室管理システム（P.８参照）からメッセージを配信します。）

保育料等について

（１）保育料は児童１人につき月額１０，０００円です。ただし、家庭内で、公設学童保育室に入室している２人目の児童については５，０００円、３人目以降の児童については０円となります。
申請は不要です。

区分	学童保育料	保険料
学童保育室に入室している１人目の児童	１０，０００円／月	１，０００円／年
学童保育室に入室している２人目の児童	５，０００円／月	１，０００円／年
学童保育室に入室している３人目以降の児童	０円／月	１，０００円／年
支払い時期	当月末払い	利用開始月の月末払い

毎月１日現在の在籍により保育料がかかります。
１か月間一度も利用がない場合や、月の途中で退室した場合も減額等はありません。

（２）生活保護世帯や市民税が非課税の世帯は保育料の減免を受けることができます。

下表に該当する場合は、保育料の減免を受けることができますので、

入室決定後、減免申請を行ってください。

申請の際には、保護者と同居家族の方（高校生以下を除く）の非課税証明書をご提出ください。

家計の主宰者（主に生計を維持する方）が両親以外の場合は、その方の非課税証明書も必要となります。

なお、市民税非課税世帯については、より直近の課税状況を反映させるため、減免期間が

４月から６月、７月から３月の２つの期間となります。

それぞれの期間について、減免申請が必要となりますので、ご注意ください。

《学童保育料の減免について》

対象世帯	期間	学童保育料	保険料
生活保護法による被保護世帯	被保護期間	０円／月	０円／年
令和８年度の市民税非課税世帯	４月分から６月分	０円／月	１，０００円／年
令和９年度の市民税非課税世帯	７月分から３月分	０円／月	１，０００円／年

４月から６月分の減免申請について	７月から３月の減免申請について
対　　象：令和８年度市民税非課税世帯	対　　象：令和９年度市民税非課税世帯
提出書類：令和８年度非課税証明書	提出書類：令和９年度非課税証明書
申請開始：令和９年２月　１日（月）	申請開始：令和９年６月　１日（火）
申請期限：令和９年４月１５日（木）	申請期限：令和９年７月１５日（木）

※期日を過ぎて申請された場合、遡って保育料の減免は受けられませんのでご注意ください。

※各申請期限を過ぎての減免申請については、１５日までの申請であれば当月分から、

１５日を過ぎて申請された場合は、翌月分からの保育料の減免を受けることができます。

【例１】４月１８日に申請した場合は５月分から

【例２】８月１０日に申請した場合は８月分から

（３）傷害保険料は、年額約２，０００円のうち、保護者負担金として１，０００円を入室月にご負担いただきます。

年度途中にご入室された場合でも減額はありません。またご退室された場合でも、返金はありません。

◆傷害保険の補償内容（参考：令和８年度）

保　険　期　間　：令和８年４月から令和９年３月３１日まで

保 険 対 象 者　：入間市学童保育室利用児童

補償項目		保険金額	備考
死亡・後遺障害	傷害事故	３５０万円	後遺障害は程度に応じて１００%から４%
	特定疾病事故	３５０万円	
入院日額	傷害事故	５，０００円	１８０日程度
	特定疾病事故	５，０００円	
通院日額	傷害事故	３，０００円	９０日程度
	特定疾病事故	３，０００円	

※特定疾病：熱中症、脱水症、低体温症、細菌性食中毒限定

※天災危険対象外

保育料は、口座振替による納入をお願いしていますので、「口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。

振替日は、毎月末日（金融機関休業日の場合翌営業日）です。

保育料は、児童をお預かりするのに必要な経費の一部に充てるものです。納期限までに必ず納入してください。

土曜日の合同保育

土曜日は、地区ごとに集約して、合同保育となります。
詳細については、入間市ホームページに掲載しております。
令和９年度の合同保育の詳細については、入室が決まり次第、ご案内いたします。

入室後について（届出等）

（１）入室決定の連絡を受けたら、小学校の担任の先生にもその旨をお知らせください。
※４月入室の場合に限り、小学校への連絡は不要です。

（２）保護者・児童の住所、勤務先、離婚、再婚、保護者の死亡、住所・苗字の変更が生じた際は、速やかに青少年課と学童保育室へ届け出てください。

（３）必ず入退室管理システム※へご登録ください。
登録の手順については、入室決定後に別途文書を郵送してお知らせします。
※入退室管理システムとは、ご利用のお子さんの入退室の予定及び実績の管理・緊急時のメッセージ配信等を行うために導入しているシステムです。

（４）各日の利用予定（出欠席、来室及び退室予定時刻、お迎えの保護者）について、入退室管理システムから必ず登録してください。
ご登録いただいた利用予定と異なる利用状況であった場合、**勤務先等への電話連絡により確認をさせていただく場合があります。**
また、学校授業日に欠席する場合は、学校の担任にもお知らせください。

（５）学童保育室の施設備品を破損した場合は、修繕費をご負担いただきます。

送り迎え　※お子さんだけでの来室・帰宅はできません。

（１）《放課後の来室時》
学校の指示に従い、来室してください。
また、学童保育室の職員は、学校へ迎えに行くことはできません。
《学校休業日の来室時》
必ず保護者の方がお連れください。お子さんだけでの来室はできません。

（２）児童の安全確保のため、各日のお迎えの保護者について、入退室管理システムから登録してください。

（３）入退室管理システムで登録していた保護者が、何らかの理由で開室時間内にお迎えに来られない場合は、中学生以上の家族、親戚、近所の方、またはファミリー・サポート・センターに依頼するなど、必ず１９時までに児童の引き渡しができるようお願いします。
また、お迎えに来られる方が変更となる場合は、必ずその旨を学童保育室へご連絡ください。
事前連絡がない場合、安全な引き渡しができないと判断し、保護者の確認が取れるまではお子様を引き渡すことが出来かねますので、ご協力をお願いいたします。

必要な持ち物

持ち物には、必ず名前を書いてください。また、持ち物の盗難・紛失・破損等につきましては、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

次のものを準備してください。お金やおもちゃなどは、持たせないでください。

《平日（放課後）の持ち物》

・着替え一式（服上下、下着、靴下、ビニール袋）
・上履き
・生理用品（※お子さんの状況により持たせてください。）

※各施設で異なる場合がありますので、詳しくは入室する学童保育室にお問い合わせください。

《土曜・学校休業日の持ち物》

・弁当
・水筒
・勉強道具
・帽子

退室について

退室希望月の１５日までに「退室届」を提出してください。

【オンライン申請の場合】→右記 QR コードから読み込み、申請してください。
市ホームページ内の学童保育室各種申請ページからも届出が可能です。

【用 紙 で 提 出 の 場 合】→市役所青少年課窓口で配布しています。

◆また、次の事項に該当した場合は、退室となる旨、申込時に同意をいただいておりますので、学童保育室の利用にあたっては、十分にご留意願います。

① 保護者の方が、決められた時間までに送迎することができていないと判断した場合
② **毎月１５日現在で、前月以前に３か月分の保育料を滞納した場合**